

2017年2月8日

京都大学総長 山極壽一 殿

京都大学職員組合
中央執行委員長 川島 隆

団体交渉の申し入れ書

団体交渉の方式及び手続に関する労働協約第5条に基づき、下記の要求事項にかかる団体交渉を申し入れます。

なお、団体交渉前に文書回答を要請いたしますのでよろしくお願いいたします。

要求項目

1. 人事院勧告などの賃金改善について

(1) 不利益となる扶養手当の減額を行わないこと。

(2) 2019(平30)年3月末で終了予定の賃金切り下げの経過措置に係る激変緩和のための経過措置(3年間の現給保障)を継続すること。

(2017年1月31日付け要求申入れ済)

2. 「5年雇い止め」撤廃、無期雇用転換促進について

現行の取り扱いは変更しない、とした改正労働契約法に対する京都大学の対応(案)を改めること。

(1) 2012(H24)年8月10日に公布された労働契約法改正の趣旨に反する非常勤職員の就業規則に定められた「通算雇用期間5年」を削除すること。

(2) その上で、本学の非正規職員の雇用政策を反復更新でつないでいくというやり方から脱却して抜本的に見直しするとともに、労働契約法第18条に基づく「無期労働契約への転換」を促進すること。

(3) 各部局・統合事務部に数年先の雇用財源確保を求めているため、事実上の無期労働契約の「自己規制」の原因となっている上記の、2010(H22)年1月28日付け、理事通知「非常勤職員の雇用手続き等について(通知)」で、記3を削除するとともに、各部局・統合事務部に課しているものの集約されていない、別紙「例外措置として雇用する非常勤職員の報告書」の廃止通知を行うこと。

(4) 2017年4月以降に雇用契約される、「5年期限」となる時間雇用教職員の労働条件通知書の契約期間欄の「更新の有無」については「更新する場合がある。」とすること。

3. 2014年の時間雇用教職員就業規則改正で廃止された通勤手当の復活と支給を行うこと。(併せて再雇用職員、事務職員(特定業務)にも同様の通勤手当を支給すること。)

(2017年1月26日付け要求申入れ済み)

以上